

令和3年（2021年）6月（第7回）教育委員会会議

1 開催日時

令和3年6月15日（火）18:00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室

3 議 題

- ・議案第18号 宇部市学校給食運営委員会委員の任命について
- ・議案第19号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について
- ・議案第20号 第2期宇部市教育振興基本計画検討委員会委員の委嘱について
- ・その他の事項
寄付の報告について

宇部市学校給食運営委員会委員名簿

令和3年7月1日～令和5年6月30日

機関・団体名	役職名等	氏名	新・継	備考
PTA連合会	西岐波小学校	本 永 めぐみ	新	
PTA連合会	厚南小学校	川 島 里 香	新	
PTA連合会	西岐波中学校	村 田 洋 美	新	
PTA連合会	桃山中学校	今 西 綾 子	新	
学校薬剤師会	(宇部市薬剤師会)	末 富 裕美子	継	
宇部健康福祉センター	(県宇部健康福祉センター)	川 崎 由起子	新	
小学校長会	琴芝小学校長(琴芝学校給食共同調理場所長)	藤 本 満 士	新	
小学校長会	万倉小学校長	堀 明 美	新	
中学校長会	上宇部中学校長	藤 井 一 憲	新	
中学校長会	常盤中学校長	松 岡 千 鶴	新	
栄養教諭・学校栄養職員連絡協議会	琴芝小学校栄養教諭	西 村 弓 恵	新	
教育委員会事務局	教育次長	橋 本 勝 知	新	
教育委員会事務局	学校教育課指導主事(給食担当)	堀 宏 治	新	
教育委員会事務局	西岐波学校給食共同調理場所長	田 辺 靖 啓	新	
教育委員会事務局	厚南学校給食共同調理場所長	藤 永 雅 宏	新	

宇部市学校給食運営委員会規程

平成十三年三月二十九日

教委規程第二号

(設置)

第一条 本市における学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申する。

- 一 給食物資の購入に関する事。
- 二 給食費の額に関する事。
- 三 給食費の納入に関する事。
- 四 学校給食センターの運営に関する事。
- 五 学校給食の安全及び衛生管理に関する事。
- 六 その他学校給食の運営に関する事。

(平二四教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員二十人以内をもって組織する。

- 一 教育次長
- 二 学校給食共同調理場所長
- 三 小学校長代表及び中学校長代表
- 四 PTA 連合会代表
- 五 関係保健衛生機関代表
- 六 学識経験者
- 七 学校栄養士代表
- 八 その他学校給食に関係ある者で教育委員会が指名するもの

(平一六教委規程二・平二二教委規程二・一部改正)

(職務)

第四条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(平二九教委規程五・一部改正)

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(平二二教委規程二・一部改正)

(委任)

第八条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 宇部市学校給食共同調理場設置条例(平成七年条例第三十八号)で定める学校給食共同調理場(宇部市学校給食センターを除く。)の運営その他必要な事項については、別に定める。

(平二二教委規程二・一部改正)

附 則

1 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

2 宇部市学校給食センター運営協議会規程(昭和四十二年教育委員会規程第一号)は、廃止する。

附 則(平成十六年六月二十八日教委規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日教委規程第二号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年八月一日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年六月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

宇部市いじめ問題調査委員会委員について

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日			
	氏名	性別	所属
1	川上 初美	女	宇部市医師会
2	大江 公哉	男	山口県弁護士会
3	松尾 尚子	女	山口県公認心理師協会
4	山中 翔平	男	山口県社会福祉士会
5	和泉 研二	男	山口大学 教育学部

5名（男性3名、女性2名） ※女性比率 40%



任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日			
	氏名	性別	所属
1	川上 初美	女	宇部市医師会
2	大江 公哉	男	山口県弁護士会
3	松尾 尚子	女	山口県公認心理師協会
4	山中 翔平	男	山口県社会福祉士会
5	和泉 研二	男	山口大学 教育学部

5名（男性3名、女性2名） ※女性比率 40%

宇部市教育振興基本計画検討委員会設置について

宇部市教育委員会では、令和3年度に、本市の目指す教育の方向性を明らかにするとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法第17条第2項に基づき、第2期宇部市教育振興基本計画の策定を行います。

計画策定にあたって、学識経験者や地域、幼稚園・保育園、学校などの関係者で構成される宇部市教育振興基本計画検討委員会を設置し、幅広い観点から意見を聴取し、新たな計画に反映させながら、計画案の策定を行っていきます。

- 1 宇部市教育振興基本計画検討委員会 委員名簿 及び 同設置要綱
別紙1、2
- 2 委嘱状交付
令和3年7月6日（火）
- 3 検討委員会協議日程（予定）
 - 第1回 令和3年7月6日（火）（福祉会館）
 - ①委嘱状交付
 - ②計画策定について（概要説明）
 - 第2回 令和3年 8月
 - 第3回 令和3年11月
 - 第4回 令和4年 2月

No.	団体名	職名	氏名	要綱による 区分
1	宇部フロンティア大学	教授	白石 義孝	学識経験者
2	山口地方法務局宇部支局 (人権擁護委員)		山根 寛	
3	宇部市立恩田小学校	校長	三原 洋一	教育関係者
4	宇部市立黒石小学校	教諭	村田 和昌	
5	宇部市立常盤中学校	教諭	中谷 靖枝	
6	スクールソーシャルワーカー		藤井 和恵	
7	宇部市PTA連合会		河内 清美	
8	宇部市保育連盟		西野 紀代子	
9	宇部市私立幼稚園連合会	会長	兼安 哲	
10	市民公募		熊毛 千恵	公募
11	市民公募		河井 譲治	

第2期宇部市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、本市の教育振興基本計画案(以下「計画案」という。)を策定するにあたり、宇部市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 計画案の作成に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、おおむね委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市民のうちから公募により選出された者
- (4) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的が達成した日までとする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

4 この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

寄 附 (5月分)

令和3年6月15日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和3年5月10日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として (平成24年度から通算109回目)